



## 特例事業承継税制（1/2） 特例承継計画の提出期限の延長

### 一言解説

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置について、特例承継計画の提出期限が令和9年9月末まで、1年6月延長されます。なお、特例措置の適用期限に変更はありません。

### 1. 概要

#### (1) 現行制度について

法人版事業承継税制（特例措置）の措置の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関の所見を記載した特例承継計画を、令和8年3月31日までに、都道府県知事へ提出する必要があります。

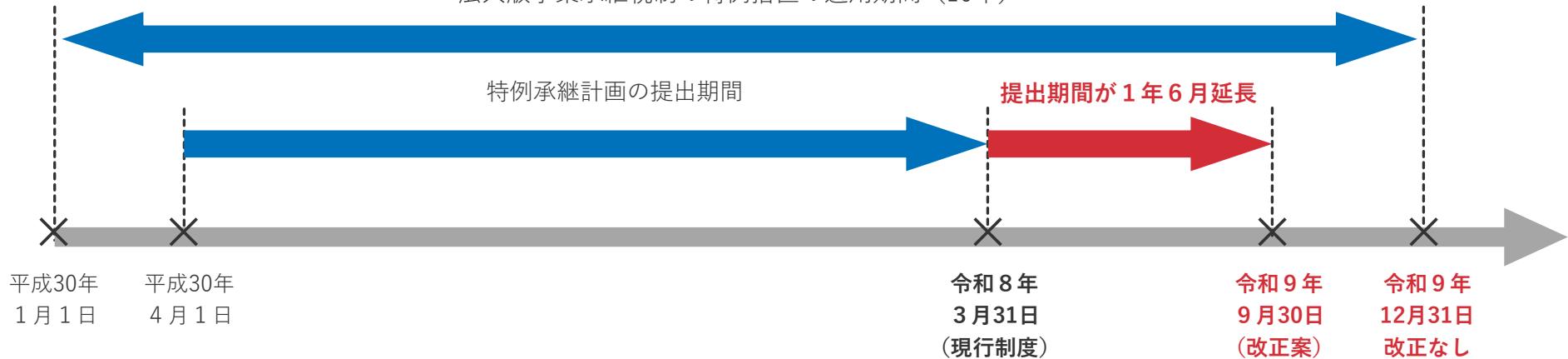
#### (2) 改正案について

本改正により、特例承継計画の提出期限が令和9年9月末まで、1年6月延長されます。なお、この措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待されます。

### 2. 改正の内容

特例承継計画の提出期限が、令和8年3月末から令和9年9月末まで、**1年6月延長**されます。

法人版事業承継税制の特例措置の適用期間（10年）



### 留意事項

改正案は、法人版事業承継税制の特例措置における特例承継計画の提出期限延長であり、**特例措置の適用期限に変更はありません**。  
なお、適用期限到来後のあり方については、令和9年度税制改正において結論を得ることとされています。



## 特例事業承継税制（2/2）個人事業承継計画の提出期限の延長

### 一言解説

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月末まで、2年6月延長されます。なお、本制度の適用期限に変更はありません。

### 1. 概要

#### (1) 現行制度について

個人版事業承継税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関の所見を記載した個人事業承継計画を、令和8年3月31日までに、都道府県知事へ提出する必要があります。

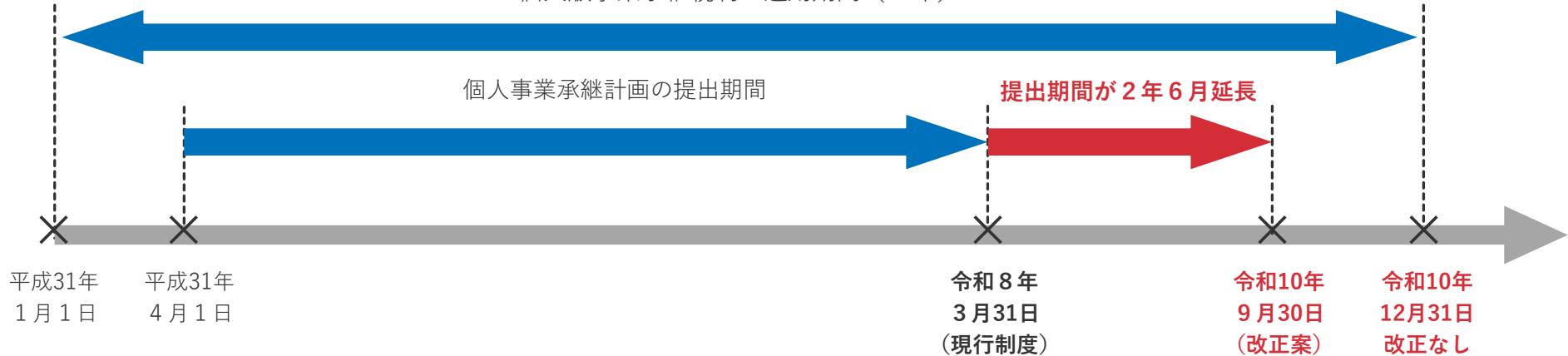
#### (2) 改正案について

本改正により、個人事業承継計画の提出期限が、令和10年9月末まで、2年6月延長されます。なお、この制度は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待されます。

### 2. 改正の内容

個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月末から令和10年9月末まで、**2年6月延長**されます。

個人版事業承継税制の適用期間（10年）



### 留意事項

改正案は、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限延長であり、**本制度の適用期限に変更はありません**。

なお、適用期限到来後のあり方については、令和9年度税制改正において結論を得ることとされています。